

## 審議会における基本計画見直しの進め方について

後期基本計画は、「米沢市まちづくり総合計画基本計画改定基本方針（第1回総合計画審議会配布 資料2）」に基づき、前期基本計画を令和2年度までの前期5箇年間における計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえて見直し、改定を進めていきます。

改定内容を分かりやすく提示するため、審議に際して、前期基本計画を見え消し修正した形で、提示させていただきます。審議にあたっては、事務局で前期基本計画から改定した内容を中心に説明させていただいた後、委員の皆様から御質問・御意見をいただく予定です。なお、審議で不十分な点については、配布させていただきます「質問等記載様式」をご利用のうえ、後日事務局までご提出いただきますようお願いいたします。頂きました御質問・御意見については、次回審議会で回答させていただきます予定です。

### <今後の予定>

#### 第4回審議会（令和2年3月16日）

- ・ 第1章及び第3章についての内容説明及び審議

#### 第5回審議会（令和2年4月予定）

- ・ 第4章及び第5章についての内容説明及び審議
- ・ 第1章及び第3章についての質問等への回答

#### 第6回審議会（令和2年5月予定）

- ・ 第2章及び第6章についての内容説明及び審議
- ・ 第4章及び第5章についての質問等への回答

第2章及び第6章についての質問等は、第7回審議会で回答させていただきます。